

平成28年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分 (許可番号)	処分内容	処分年月日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
1	ダイコー株式会社 大西 一幸	愛知県稲沢市奥田井之下町28 番地1	産業廃棄物収集運搬業 (2009040249)	許可取消	H28. 4. 28	ダイコー株式会社は、平成28年4月18日付けで三重県知事から法第14条の3の2第1項第5号の規定により産業廃棄物収集運搬業許可を取り消された。 このことにより、ダイコー株式会社は法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの欠格要件に該当するに至った（法第14条の3の2第1項第4号該当）。	法第14条の3の2	
2	株式会社メイナン 内藤 也寸紀	愛知県名古屋市南区明円町4 番地	産業廃棄物収集運搬業 (2009143596)	許可取消	H28. 5. 13	株式会社メイナンは、平成28年4月22日に名古屋地方裁判所において破産手続の開始決定がなされた。 このことにより、株式会社メイナンは法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当するに至った（法第14条の3の2第1項第4号該当）。	法第14条の3の2	
3	豊田産業有限会社 松野 照夫	長野県長野市大字小島417番地 7	産業廃棄物収集運搬業 (2007031266)	許可取消	H28. 5. 24	豊田産業有限会社は、平成28年4月25日に長野地方裁判所において破産手続の開始決定がなされた。 このことにより、豊田産業有限会社は法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当するに至った（法第14条の3の2第1項第4号該当）。	法第14条の3の2	

4	有限会社ダスト商会 小早川 昌廣	東京都杉並区南荻窪一丁目21番16号	産業廃棄物収集運搬業 (2009045735)	許可取消	H28. 6. 22	有限会社ダスト商会は、平成28年6月13日付けで埼玉県知事から法第14条の3の2第1項第3号の規定により、産業廃棄物収集運搬業許可を取り消された。 このことにより、有限会社ダスト商会は法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の欠格要件に該当するに至った（法第14条の3の2第1項第4号該当）。	法第14条の3の2	
5	有限会社小川土木 小川 光一	長野県上伊那郡南箕輪村7321番地2	産業廃棄物収集運搬業 (2003082183)	許可取消	H28. 7. 8	有限会社小川土木の役員は、禁錮以上の刑に処せられ、平成28年3月5日に刑が確定した。 このことにより、この役員が法第14条第5項第2号イで規定する同法第7条第5項第4号ロの欠格要件に該当することから、有限会社小川土木が法第14条第5項第2号二に該当するに至った（法第14条の3の2第1項第4号該当）。	法第14条の3の2	
6	有限会社五味土木興業 五味 仁	長野県諏訪市沖田町二丁目53番地2	産業廃棄物収集運搬業 (2002080807)	許可取消	H28. 12. 8	有限会社五味土木興業の役員は、諏訪簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、罰金の刑に処せられた。 このことにより、この役員が法第14条第5項第2号イで規定する同法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当することから、有限会社五味土木興業が法第14条第5項第2号二に該当するに至った（法第14条の3の2第1項第2号該当）。	法第14条の3の2	

7	有限会社長門興業 下村 正志	長野県小県郡長和町長久保473番地1	産業廃棄物収集運搬業 (2001081452)	許可取消	H29.1.10	有限会社長門興業の役員は、平成28年2月18日付けで上田簡易裁判所において廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、罰金の刑に処せられ、同日に刑の執行が終了していることが判明した。このことにより、この役員が法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当することから、有限会社長門興業が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った（法第14条の3の2第1項第2号該当）。	法第14条の3の2	
8	株式会社若月産業 若月 好孝	長野県上田市大屋382番地16	産業廃棄物収集運搬業 (2001164189)	許可取消	H29.1.11	株式会社若月産業の役員は、平成27年6月17日付けで上田簡易裁判所から禁錮以上の刑に処せられた。このことにより、この役員が法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号口の欠格要件に該当することから、株式会社若月産業が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った（法第14条の3の2第1項第4号該当）。	法第14条の3の2	
9	大日建設株式会社 大林 博美	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5638番地	産業廃棄物収集運搬業 (2000134445)	許可取消	H29.2.2	大日建設株式会社の役員は、平成28年12月2日付けで佐久簡易裁判所において廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、罰金の刑に処せられ、同日に刑の執行が終了していることが判明した。このことにより、この役員が法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当することから、大日建設株式会社が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った（法第14条の3の2第1項第2号該当）。	法第14条の3の2	